

(資料8)

資源管理手法検討部会で 整理された意見や論点と対応の方向

令和5年3月9日(木)

第1回資源管理方針に関する検討会
～マダラ本州日本海北部系群～

水産庁

目 次

1. 資源管理手法検討部会で整理された意見や論点

2. 意見や論点に関する対応の方向

(1) 漁獲等報告の収集について

(2) 資源評価について

(3) 資源管理について

(4) SH会合で特に説明すべき重要事項について

3. 次回の資源管理方針に関する検討会に向けて

1. 資源管理手法検討部会で整理された意見や論点 (1/2)

(1) 漁獲等報告の収集について

- ① スマート水産業推進事業等による漁獲等報告を収集する体制の整備が急務。
- ② 魚卵・白子のみの出荷、自家消費や個人販売等により、漁獲量が計測困難な場合あるが対応いかん。
- ③ 自由漁業による漁獲や市場外流通も見受けられるため、そういった数量を把握する体制が出来ているか疑問。

(2) 資源評価について

- ① 漁獲量の減少は、漁業者の自主的な資源管理や、海洋環境の変化による漁期・漁場の変化、漁業者の減少等による操業形態の変化等の影響もあるため、漁獲量だけで資源評価を判断すべきではない。
- ② 県別・魚種別・漁業種類別統計は、少なくとも直近3年分を公表すべき(せめて資源評価報告書には掲載)。
- ③ 2つの集団(朝鮮半島生まれ・東北海域生まれ)で構成されている可能性から、混じりへの懸念あり。
- ④ レジームシフトの影響を受けている可能性があり、資源が半減する時期に備えて、データを収集すべき。

(3) 資源管理について

- ① 不慣れな現場が混乱しないように、新たな資源管理の推進は丁寧な説明と共に進めてほしい。
- ② 資源管理の推進にあたっては、当該資源を利用する漁業関係者は等しく取り組む必要あり。
- ③ 資源管理目標の設定にあたっては、どういう操業を行えばそれが実現できるかという点まで踏み込むべき。
- ④ 漁業者の経営等に影響が出ないよう、安定した漁獲・経営のできるシナリオや柔軟な数量管理を願う。

1. 資源管理手法検討部会で整理された意見や論点 (2/2)

(3) 資源管理について(続き)

- ⑤ 異なる漁業種類間で一緒に操業することや時期に応じて狙い操業を行っていることなどから、管理区分や管理年度についても検討すべき。
- ⑥ 来遊状況で「我慢の程度」に不公平のないよう、融通等による各都道府県の漁獲枠の調整に、積極的に関与願う。
- ⑦ マダラの流通を踏まえると、数量管理を実施するのであれば管理開始の時期は(全国)一律で行うべきと思慮。
- ⑧ 専獲の漁業と混獲の漁業が同程度混在することから、管理・漁業調整の面でも関係漁業者の意見をよく聞き、検討が必要。出来る漁業種類だけで管理を先行することはないように。
- ⑨ 漁法の特性上1魚種のTAC遵守のために操業を控えざるを得ない等の支障が出ることを強く懸念。
- ⑩ 3つの系群・グループ(本州日本海北部系群、北海道太平洋、本州太平洋北部系群)が近距離で隣接。便宜的に市町村集落等の境界で各系群の漁獲量としているため、地域によって漁獲制限の差が生じる。

(4) SH会合で特に説明すべき重要事項について

- ① 混獲魚種であり、かつ異なる系群が混ざる県における数量管理について、国がどう考えているのか説明願う。
- ② TAC管理に不慣れなところがあるため、丁寧に説明すべき。
- ③ 数量管理以外の管理手法の検討や、漁獲量が安定してきた場合の対応(数量管理の廃止、緩和等)。
- ④ 数量管理で配分された数量を上回った場合の、漁獲量の融通・漁獲規制をどのように考えているのか。

2. 意見や論点に関する対応の方向

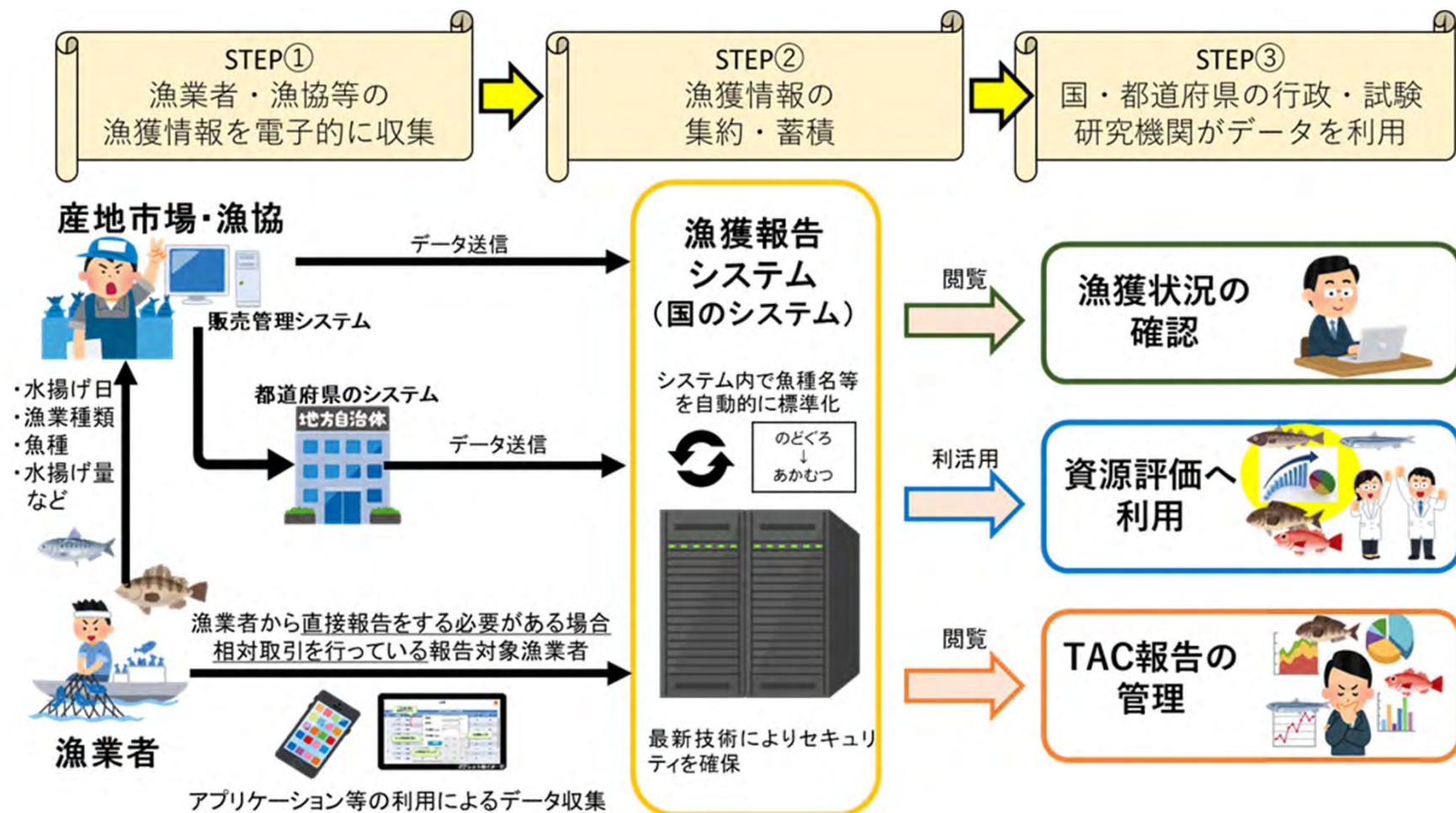
(1) 漁獲等報告の収集について(1/2)

① スマート水産業推進事業等による漁獲等報告を収集する体制の整備が急務。

産地市場・漁協からの水揚げ情報をデータベースに集積し、各種報告に活用可能な電子的な情報収集体制構築の取組を都道府県等と進めています。

(令和4年度末500市場以上予定(目標400市場))

《漁獲報告システム》



2. 意見や論点に関する対応の方向

(1) 漁獲等報告の収集について(2/2)

- ② 魚卵・白子のみの出荷、自家消費や個人販売等により、漁獲量が計測困難な場合があるが対応いかん。
- ③ 自由漁業による漁獲や市場外流通も見受けられるため、そういった数量を把握する体制が出来ているか疑問。

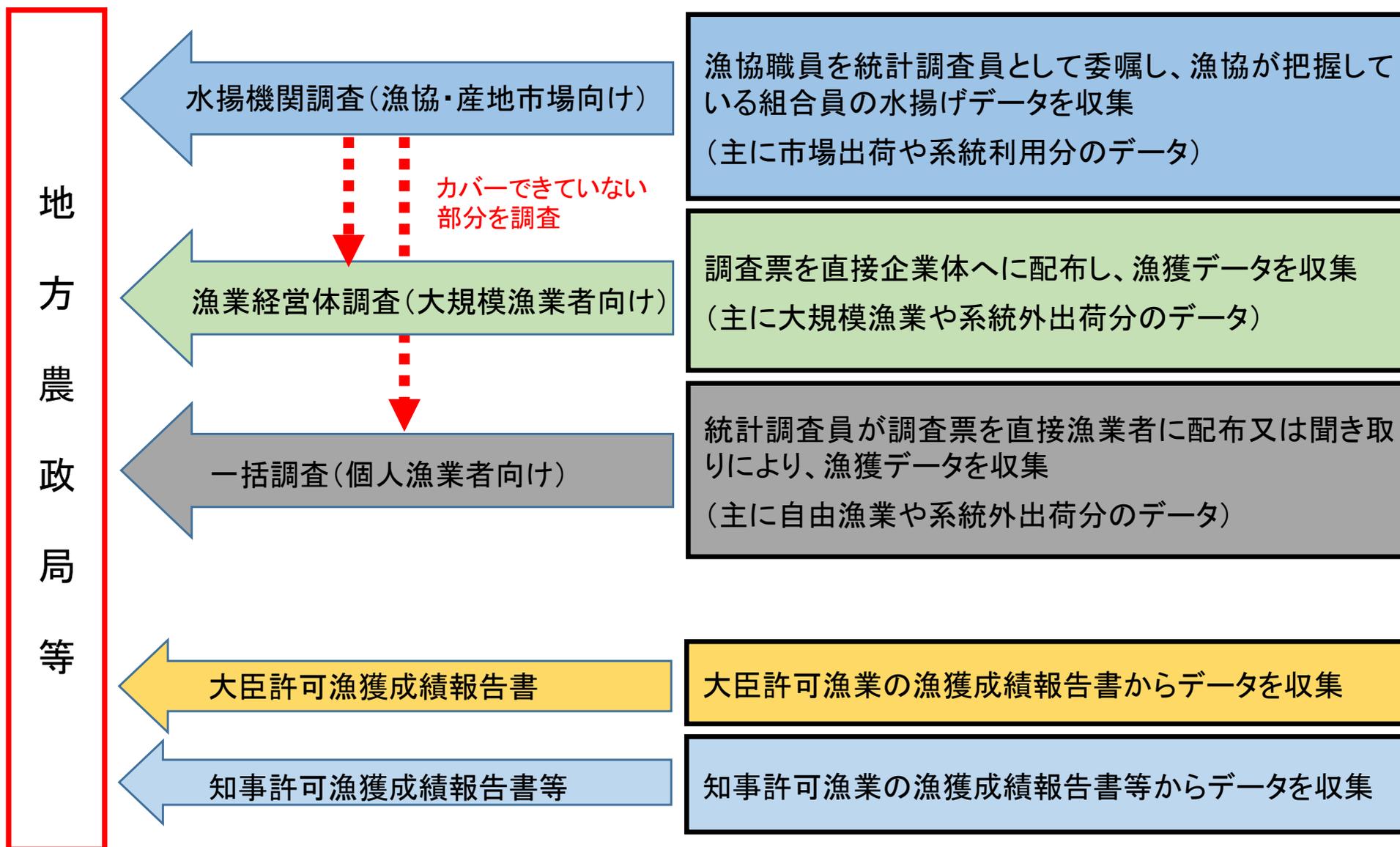
現在、資源評価で利用している農林水産統計は、地方農政局及び各都道府県拠点が地域の事情に併せてデータ収集を行い、作成しています。海面漁業生産統計は、水揚機関調査、漁業経営体調査及び一括調査等を組み合わせて重複が無いように合算して作成しています(次ページ参照)。自由漁業による漁獲や市場外出荷等についても、これら調査方法によりカバーされています。

→ 今後は、さらに高い精度で漁獲情報を把握すべく、ステップ1において、出荷形態の違いによる換算係数の妥当性も含め、都道府県庁等と協力しながらTAC報告体制の整備を進めてまいります。また、得られた漁獲情報も踏まえて、ステップ2において、TAC管理の詳細について検討してまいりますので、正確な漁獲情報の提供をお願いします。

こうした体制の整備に当たっては、スマート水産業等を活用したTAC報告の労力を軽減する工夫についても、併せて検討してまいります。

(参考)統計調査における情報収集の流れについて

- 海面漁業生産統計調査は下記の手法により、各都道府県の事情に合わせてデータ収集を行っている。
- 下記手法を組み合わせて、重複が無いように合算して暦年漁獲統計を作成(組み合わせの程度(カバーの度合い)は都道府県により大きく異なる)



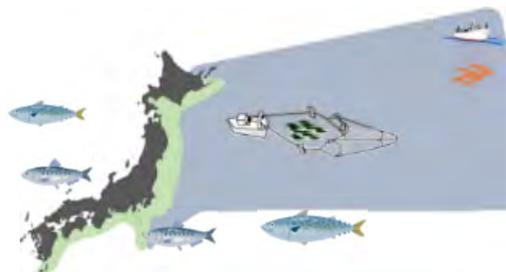
2. 意見や論点に関する対応の方向

(2) 資源評価について(1/3)

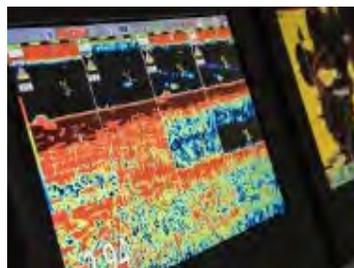
- ① 漁獲量の減少は、漁業者の自主的な資源管理や、海洋環境の変化による漁期・漁場の変化、漁業者の減少等による操業形態の変化等の影響もあるため、漁獲量だけで資源評価を判断すべきではない。

➡ 漁獲量は、資源評価を行う上で重要な情報であるが、それだけで資源状況を把握しているわけではありません。本系群では、水揚げ物の体長組成調査による年齢別漁獲尾数、底びき網のCPUE等による資源量指標値、調査船調査結果など、漁獲量以外の利用可能な情報を基に総合的に判断しています。

《資源評価に利用される様々な資源調査》



トロール調査



魚群探知機調査



調査船調査



無人調査機



市場調査

2. 意見や論点に関する対応の方向

(2) 資源評価について(2/3)

- ② 県別・魚種別・漁業種類別統計は、少なくとも直近3年分を公表すべき(せめて資源評価報告書には掲載)。



資源評価では、農林水産統計及び研究機関が調査した都道府県別漁獲量を用いています。農林水産統計については、都道府県別、魚種別、漁業種類別の漁獲量が農林水産省のホームページで公表されています。研究機関が調査した都道府県別漁獲量や関連するデータは、できる限り詳細版の資源評価書に掲載しており、水産教育・研究機構のホームページで公表しています。

農林水産統計(海面漁業生産統計調査): https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/index.html
令和4年度マダラ本州日本海北部資源評価結果(詳細版):
https://www.fra.affrc.go.jp/shigen_hyoka/SCmeeting/2019-1/20220901/FRA-SA2022-RC04-03.pdf

2. 意見や論点に関する対応の方向

(2) 資源評価について(3/3)

- ③ 2つの集団(朝鮮半島生まれ・東北海域生まれ)で構成されている可能性から、混じりへの懸念あり。

▶ 現時点では、朝鮮半島生まれの資源状況や混じりの程度に関する信頼できるデータは把握できていません。しかし、石川県から青森県(小泊)沖の漁獲対象資源は日本海北部系群であると考えられており、一つの集団として資源評価し、管理していくことで、資源管理上問題ないと考えています。

なお、朝鮮半島生まれの資源が漁獲される日本海西部の漁獲状況等のモニターを続けつつ、日本海北部系群の資源評価の見直しの必要性を判断するよう努めてまいります。

- ④ レジームシフトの影響を受けている可能性があり、資源が半減する時期に備えて、データを収集すべき。

▶ レジームシフトの影響については、現時点では判断できませんが、引き続き、調査船調査の実施や漁獲情報等のデータ収集に努め、変化の兆候の把握にも努めてまいります。

2. 意見や論点に関する対応の方向

(3) 資源管理について(1/4)

- ① 不慣れな現場が混乱しないように、新たな資源管理の推進は丁寧な説明と共に進めてほしい。

新たな資源評価や資源管理について、関係者の疑問や指摘を踏まえつつ、できるだけ平易な表現を用いることや、わかりやすい資料の作成・改善を行い、丁寧な説明に努めるとともに、関連する資料を公表し、漁業者をはじめとする関係者の理解を得てまいります。



また、新たなTAC魚種については、スムーズにTAC管理を導入していくためにも、「TAC管理のステップアップ」の考え方により、導入当初は柔軟な運用として、強制規定の実施の留保を含めて段階的に対応していくこととしています。また、ステップ3以降に向けて、資源の利用実態に応じた漁獲量等の報告体制を整備しながら、漁獲実態等を踏まえた適切な漁獲シナリオや管理の運用ルールなどについて、関係者の皆様と検討してまいります。

2. 意見や論点に関する対応の方向

(3) 資源管理について(2/4)

- ② 資源管理の推進にあたっては、当該資源を利用する漁業関係者は等しく取り組む必要あり。
- ⑦ マダラの流通を踏まえると、数量管理を実施するのであれば管理開始の時期は(全国)一律で行うべきと思慮。
- ⑩ 3つの系群・グループ(本州日本海北部系群、北海道太平洋、本州太平洋北部系群)が近距離で隣接。便宜的に市町村集落等の境界で各系群の漁獲量としているため、地域によって漁獲制限の差が生じる。

特定水産資源に規定された場合、当該資源を利用するすべての漁業者が協力してTAC管理に取り組む必要があります。

TAC管理は資源評価が行われる系群毎に行うのが基本です。

青森県の水域では、3つの系群・グループが存在し、それらの分布域も、それぞれは重なってはおりません(生物学的に全く交流がないとは言い切れませんが)。従って、管理の推進に際しては、資源評価における系群の対象範囲を踏まえつつ、「TAC管理のステップアップ」の期間を利用して、資源の利用実態に応じた漁獲量等の報告体制を整備しながら、適切なTAC管理の運用ルールについて関係者の皆様と検討してまいります。

2. 意見や論点に関する対応の方向

(3) 資源管理について(3/4)

- ③ 資源管理目標の設定にあたっては、どういう操業を行えばそれが実現できるかという点まで踏み込むべき。
- ④ 漁業者の経営等に影響が出ないよう、安定した漁獲・経営のできるシナリオや柔軟な数量管理を願う。
- ⑤ 異なる漁業種類間で一緒に操業することや時期に応じて狙い操業を行っていることなどから、管理区分や管理年度についても検討すべき。
- ⑥ 来遊状況で「我慢の程度」に不公平のないよう、融通等による各都道府県の漁獲枠の調整に、積極的に関与願う。
- ⑧ 専獲の漁業と混獲の漁業が同程度混在することから、管理・漁業調整の面でも関係漁業者の意見をよく聞き、検討が必要。出来る漁業種類だけで管理を先行することはないように。
- ⑨ 漁法の特性上1魚種のTAC遵守のために操業を控えざるを得ない等の支障が出ることを強く懸念。

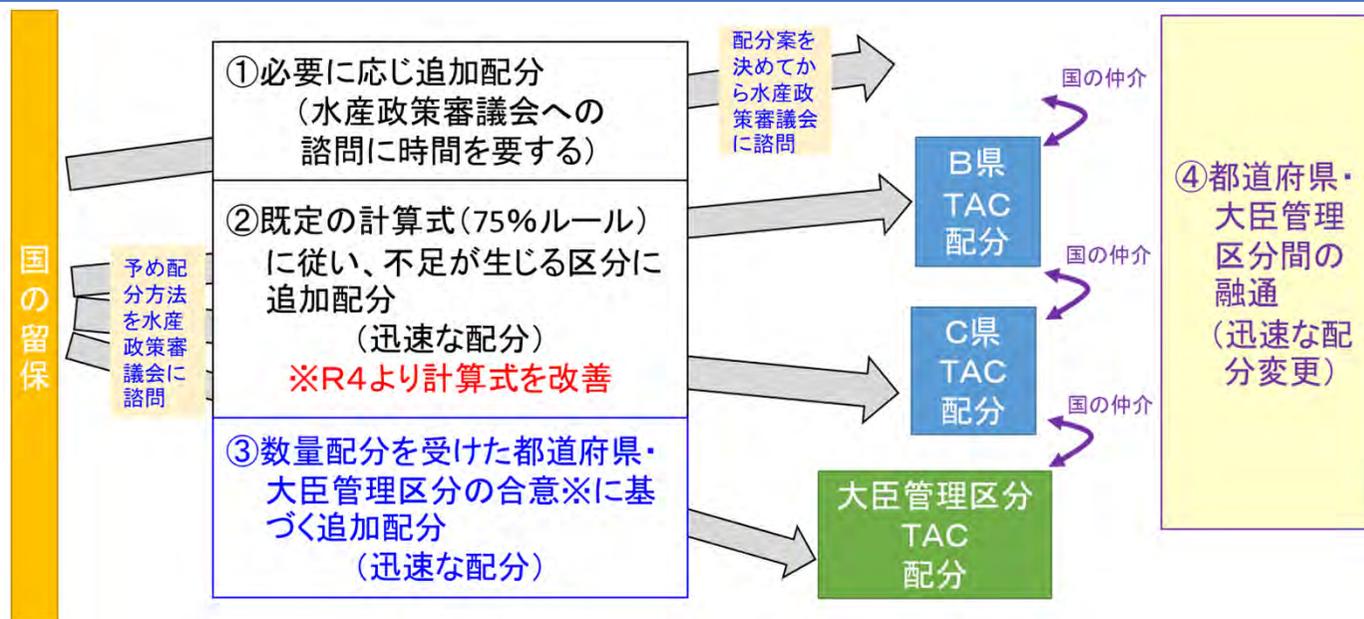
地域や漁業種類などにより、実態が異なるため、共通の資源管理目標を達成しようとする場合に、各々の漁業者・地域の負担の程度を当初より全く等しい状況にすることは難しいと考えます。

このため、新たなTAC魚種については、強制規定を導入する段階には、関係者の負担が実質的に等しくなるよう運用しながら改善していく準備期間を設けるべく、「TAC管理のステップアップ」の考え方により、導入当初は柔軟な運用として、強制規定の実施の留保を含めて段階的に対応していくこととしています。また、ステップ3以降に向けて、資源の利用実態に応じた漁獲量等の報告体制を整備しながら、漁獲実態等を踏まえた適切な漁獲シナリオや管理の運用ルールなどについて、関係者の皆様と検討してまいります。

※次ページに、従来のTAC魚種の管理において利用されている管理上の工夫の例を紹介します。

2. 意見や論点に関する対応の方向

(3) 資源管理について(4/4)



《従来のTAC魚種の管理において利用されている管理上の工夫の例》

◎留保枠の設定と追加配分: まいわし、まあじ、さば類、するめいか、ずわいがに、くろまぐろ

…予期せぬ来遊等があった場合に、漁獲枠を超過するリスクを低減するため、必要となった管理区分に追加配分できるように、予め国などに一定の漁獲枠を確保しておく工夫。

※ 一部の魚種には、予め決められたルールに従って、一定の漁獲の積み上がりが見られた場合等には、留保枠から速やかに追加配分するという運用も行っている。くろまぐろでは混獲管理のための留保枠から配分している。

◎漁獲枠の融通: 全てのTAC魚種

…関係者間での協議を経て、漁獲枠が不足しそうな管理区分に、漁獲枠に余裕のある管理区分から漁獲枠を移し替えること。管理区分間の合意により速やかな移し替えも可能。

◎未利用漁獲枠の繰越し: くろまぐろ、すけとうだら日本海北部系群

…予め科学的なリスク評価を行った上で、未利用分の一部を翌年度に繰り越す工夫。

2. 意見や論点に関する対応の方向

(4) SH会合で特に説明すべき重要事項について(1/2)

- ① 混獲魚種であり、かつ異なる系群が混ざる県における数量管理について、国がどう考えているのか説明願う。

混獲・専獲に係らず、漁獲量に応じて資源には影響を与えています。従って、同じ資源を利用している場合には、共通の資源管理目標を達成すべき、TACが守られるように数量管理を行うことが重要です。

ただし、地域や漁業種類等により漁業実態が異なるため、「TAC管理のステップアップ」において、資源の利用実態に応じた漁獲量等の報告体制を整備しながら、漁獲実態等を踏まえた適切な漁獲シナリオや管理の運用ルールなどを検討することにより、適切に資源管理を実施していくことが可能だと考えています。

- ② TAC管理に不慣れなところがあるため、丁寧に説明すべき。

新たな資源評価や資源管理について、関係者の疑問や指摘を踏まえつつ、できるだけ平易な表現を用いることや、わかりやすい資料の作成・改善を行い、丁寧な説明に努めることで、漁業者をはじめとする関係者の理解を得てまいります。

また、多くの関係者の理解と協力が得られるように、新たなTAC魚種については、スムーズにTAC管理を導入していくためにも、「TAC管理のステップアップ」の考え方により、導入当初は柔軟な運用として、強制規定の実施の留保を含めて段階的に対応していくこととしています。また、ステップ3以降に向けて、資源の利用実態に応じた漁獲量等の報告体制を整備しながら、漁獲実態等を踏まえた適切な漁獲シナリオや管理の運用ルールなどについて、関係者の皆様と検討してまいります。

2. 意見や論点に関する対応の方向

(4) SH会合で特に説明すべき重要事項について(2/2)

③ 数量管理以外の管理手法の検討や、漁獲量が安定してきた場合の対応(数量管理の廃止、緩和等)。

新漁業法において、資源管理は数量管理を基本とすることとなっています。ただし、より効果的なものとするため、水産資源の再生産が阻害されることを防止するために必要な場合には、許可、免許に加え、漁業時期の制限又は漁具の種類制限、体長制限その他の漁業の方法による管理を合わせて行うものとしてされており、従来から行われてきた自主的な資源管理の取組については、その効果を見極めながら、有効な取組は引き続き実施していただくことが適当と考えています。

資源状態は変動します。資源が減少している時に、同じ量の漁獲を継続していると、資源の減少に拍車をかけることとなります。適切な水準に資源を維持し、持続的に利用していくためには、TAC管理を継続することが適当と考えています。ただし、その際に、より地域的な視点において、皆様のこれまで・これからの資源管理の取組に応じたメリットを享受できるような資源管理の体制を構築してまいります。

④ 数量管理で配分された数量を上回った場合の、漁獲量の融通・漁獲規制をどのように考えているのか。

まずはTACを超過しないように漁獲していただくことが基本ですが、漁場形成の偏りや突発的な来遊への対応として、国の留保からの追加配分や融通等により、超過しないように管理に取り組んでいただく必要があります。

なお、多くの関係者の理解と協力が得られるように、新たなTAC魚種については、スムーズにTAC管理を導入していくためにも、「TAC管理のステップアップ」の考え方により、導入当初は柔軟な運用として、強制規定の実施の留保を含めて段階的に対応していくこととしています。また、ステップ3以降に向けて、資源の利用実態に応じた漁獲量等の報告体制を整備しながら、漁獲実態等を踏まえた適切な漁獲シナリオや融通の方法、タイミング等を含む管理の運用ルールなどについて、関係者の皆様と検討してまいります。

3. 次回の資源管理方針に関する検討会に向けて

- ◎ 本日の議論を基に、必要に応じて、水産庁又は水産機構による追加の検討を行い、次回の検討会でその結果を報告。
- ◎ また、水産庁から、TAC管理を導入した場合の漁獲シナリオ案を説明。

新たな資源管理の検討プロセス

①	資源評価結果の公表	<ul style="list-style-type: none">令和3(2021)年3月に神戸チャート公表令和3(2021)年9月に将来予測を含めた結果公表
②	資源管理手法検討部会	<ul style="list-style-type: none">令和3(2021)年12月に開催参考人等からの意見や論点を整理
③	ステークホルダー会合 (資源管理方針に関する検討会)	<ul style="list-style-type: none">②で整理された意見や論点を踏まえ、具体的な管理について議論し、管理の方向性をとりまとめ
④	資源管理基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none">③でとりまとめられた内容を基に、資源管理基本方針案を作成パブリックコメントを実施した後、水産政策審議会資源管理分科会への諮問・答申を経て決定
⑤	管理の開始	

本日はここ